やまなしインバウンド上質ツアー 認定の流れ

(旅行業者) 事務局へ認定の申 請 旅行業者は、旅行出発の15日前までに、

- ①認定申請書(様式第1号)
- ②添付書類チェック及び誓約事項(様式第2号)
- ③旅行計画書・行程表の写し(任意様式)
- ④ツアー経費見積書・契約書等の写し(ツアー料金が分かるもの)
- ⑤旅行業法第3条又は第23条の登録を受けていることが分かる書面 の写し
- ⑥(現地の旅行業者から国内旅行の手配を請け負う事業者の場合)現 地の旅行業者との契約関係が分かる書類の写し

を事務局に提出



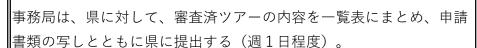
(事務局) 申請内 容の審査



事務局は、認定基準に基づき、申請内容を審査

(必要に応じて、旅行業者に対して助言を行い、助言を踏まえ修正された場合は、改めて審査)

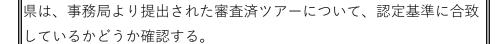
(事務局)審査済 ツアーを県に報告



※申請内容を修正中のツアーを除く。



(県)審査済ツ アーの確認





(事務局) 認定 • 通知 事務局は、県の確認を受けたツアーについて認定を行い申請者に通知する(様式第3号)

※ツアーの認定申請受付期間は、令和5年4月10日から令和5年11月30日までとする。ただし、予算の執行状況により、期間最終日を待たず受付を終了する場合がある。

※催行期間は、令和5年5月1日から令和5年12月31日までの期間であること。